## ◎新潟県告示第461号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成26年3月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟県土地利用基本計画書の変更

新潟県土地利用基本計画書の本文中「北陸新幹線の新駅(上越(仮称)駅)」を「北陸新幹線の上越妙高駅」 に改める。

- 2 新潟県土地利用基本計画図の変更
  - (1) 農業地域に次の区域を追加する。

区域面積 (ヘクタール)阿賀野市の一部7

新潟市の一部 3

(2) 農業地域から次の区域を縮小する。

区域 面積(ヘクタール)

新潟市の一部 13

(3) 森林地域から次の区域を縮小する。

区域 面積(ヘクタール)

胎内市の一部 4

刈羽村の一部 5

新潟県全ての森林地域の一部 1,304